「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件に合致する場合に承認する。

- ①当該事業年度における経営努力により生じたもの
- ②法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

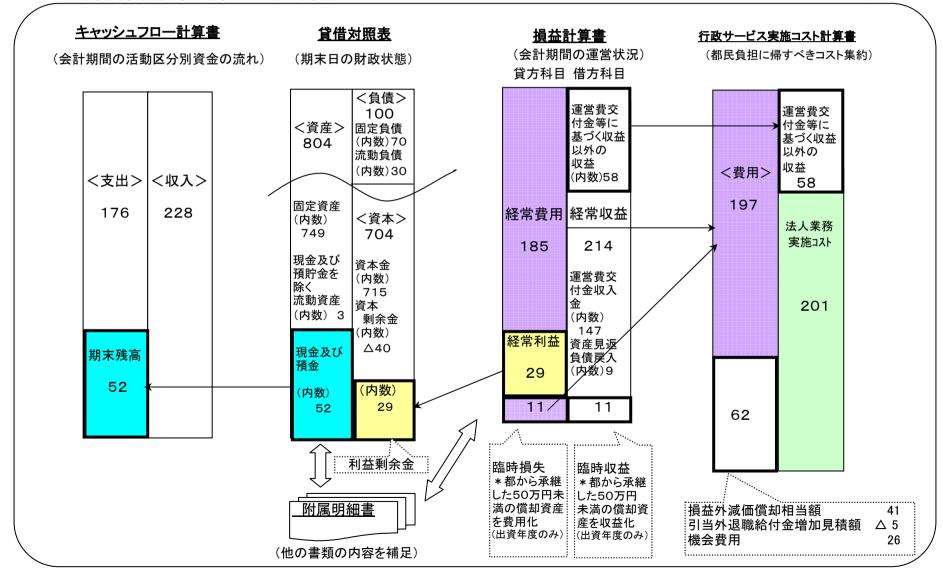
経営努力認定の考え方 法人決算 収入 支出 利益の処分に関する書類 (平成 年 月 日) 費用 円 円 効率化係数 標準運営費交付金 当期未処分利益 対象 12,538百万円 当期総利益 前期繰越欠損金 ①標準運営費交付金 2 利益処分額 による利益 (1)積立金 費用 標準運営費交付金 (2)地方独立行政法人法第40条第3項により (重点事業等) 設立団体の長の承認を受けた額 ②標準運営費交付金 893百万円 (重点事業等)による利益 教育研究・組織運営改善積立金(仮称) 費用 ①標準運営費交付金による利益 毎年度算定 < 特定運営費交付金 効率化係数により、すでに経営効率化が行われた上で生じた利益であるため、原則と 1,696百万円 して、全額経営努力として認定する。 3特定運営費交付金 ②標準運営費交付金(重点事業等)による利益 による利益 標準運営費交付金のうち効率化係数が係らず、毎年度使途に応じて算定される部分 施設費補助金 費用 から生じた利益については、会計基準に準じ、法人が経営努力によることを立証した場 40百万円 合に、その全額または一部を経営努力として認定する。 返還金 ③特定運営費交付金による利益 使途を特定して交付された特定運営費交付金は、毎年度所要額を算定して交付され 費用 るため、目的外に使用することができない。従って、それにより生じた利益についても、 他の使途への転用は認められないことから、経営努力として認定されない。 自己収入等 ④自己収入等による利益 会計基準に準じ、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく (4)自己収入等による利益 収益以外の収益から生じた利益については、経営努力として認定する。

平成17年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表の概要について

- 1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)
- (1)法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3)設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4)法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成17年度財務諸表等の概要及び相互関連図

(単付:億円)



は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使

途に充てることができる。

剰余金の概要及び利益処分案について(素案)

損益計算書 利益処分(案) 剰余金の発生要因 経常費用 185億円 214億円 経常収益 知事の承認を受ける額 剰余金 11億円 臨時利益 11億円 当期未処分利益 29億円 23億円 29億円 225億円 合計 合計 225億円 【利益処分案】 利益処分額(5) 29億円 教員の採用計画の見直し等 によるもの 則と (1)積立金 6億円 12億円 標準運営費交付金 U (効率化係数対象) 教員人件費 10億円 つ て 経 (2)知事の承認を受ける額 23億円 役職員人件費 2 億円 経常費用※2 営努力 翌事業年度に中期計画に定めた剰 لے 余金の使途に充てることができる 見 (経営努力認定額) な 契約・業務の見直し等によるもの す 8億円 坟 積立金へ 21,513千円 自己収入等 常 知事の承認を受けた額へ 255,076千円 教育研究支援システム経費節減 67億円(X1) 収 契約仕様・業務見直し 2 億円 **X**3 益 剰余金(当期未処分利益) 実績減 3 億円 効率化係数対象外事業に係る 剰余金の経営努力認定について 経常費用※2 標準運営費交付金 効率化係数対象外事業に係るもの 経営努力 認定対象 (効率化係数対象外) 3億円(※4) 効率化係数対象外事業(全6事業)については、概ね 剰余金(当期未処分利益) |計画どおり事業を実施したことが認められたが、一部に 事業進捗の遅れが確認された。 剰余金276,589千円のうち、事業進捗の遅れにより発 特定運営費交付金に係るもの 生した剰余金21,513千円については、経営努力認定しな 経常費用※2 いこととする。 6億円 経営努力 特定運営費交付金 認定 対象外 退職手当 1.5億円 経営努力認定(法人案) 276,589千円 予備費 4.6億円 経営努力認定(最終案) 255.076千円 剰余金(当期未処分利益) ※3 原則として経営努力と見なす対象 ※4 効率化係数対象外事業に係る剰余金の内訳 ※5 利益処分の概要 臨時利益 11億円 臨時損失 11億円 法人化にあたり新たに発生する経費 効率化係数対象事業に係るものは、中期目標におい 地方独立行政法人法第40条第3項にもとづき、地方独 ※2 経常費用の内訳 ※1 自己収入等の内訳 1.5億円 て、経営効率化等による年2.5%の経費削減を科す 立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合 産業技術大学院大学の開設 0.6億円 こととし、それを前提に交付金を措置していること 授業料等収益 には、<u>設立団体の長の承認を受けて、</u>その額の全部又 から、原則として経営努力によるものと見なす。ま 新しいアジア交流事業の展開 0.2億円

た、自己収入等によるものは、地方独法会計基準に

基づき、経営努力と見なす。

産学公連携センターの運営

その他

0.3億円

0.2億円

受託研究等収益

雑益等

資産見返負債戻入

6億円

9億円

1億円

業務費

一般管理費

161億円

24億円